様式第４（第32条関係）

（表）

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第53号）
第17条第２項（同法第29条で準用する場合を含む。）の規定による立入検査証

職名：

氏名：

年　　月　　日交付

総務大臣　　印

（裏）

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第十七条　総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電話リレーサービス提供機関に対し、電話リレーサービス提供業務に関し報告をさせ、又はその職員に、電話リレーサービス提供機関の事務所に立ち入り、電話リレーサービス提供業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十三条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした電話リレーサービス提供機関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

三　第十七条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。